

平成 2 5 年度

石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

石川県監査委員

石 監 査 第 2 1 2 号
平成 2 6 年 8 月 2 9 日

石 川 県 知 事 谷 本 正 憲 様

石川県監査委員	山 田 憲 昭
同	田 中 博 人
同	安 田 慎 一
同	織 田 静 代

平成 2 5 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める平成25年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率の状況、連結実質赤字比率等の状況、実質公債費比率の状況、将来負担比率の状況について、

- ・健全化判断比率及び資金不足比率が正確であるか
- ・算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

を主眼として、関係諸帳簿及び証書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

○健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成25年度決算	平成24年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5
連結実質赤字比率	—	—	8.75	15
実質公債費比率	15.5	16.5	25	35
将来負担比率	229.3	229.7	400	

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため「—」と表示

2 実質公債費比率は過去3カ年の平均
平成25年度 14.8% 平成24年度 15.2% 平成23年度 16.7%

○資金不足比率

(単位：%)

区 分	会 計 名	平成25年度決算	平成24年度決算	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	流域下水道特別会計	—	—	20
	港湾整備特別会計	—	—	
地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	—	
	高松病院事業会計	—	—	
	水道用水供給事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	

(注) 資金不足額が生じていないため「—」と表示

2 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全会計を通じて黒字であり、実質赤字は生じておらず、また、実質公債費比率については、前年度を1.0ポイント下回る15.5%、将来負担比率については、前年度を0.4ポイント下回る229.3%となっており、いずれも財政健全化計画の策定などが求められる早期健全化基準に至っていないことから、健全な段階にあることが確認された。

さらに、公営企業に係る資金不足比率については、いずれの会計も黒字であり、資金不足は生じていないことから、経営が健全な段階にあることが確認された。

平成25年度については、職員費の削減など、これまでの行財政改革の取組みの成果が現れてきたことに加え、回復しつつある景気動向を反映し、法人事業税収入が増加してきたことなどから、前年度に続き、2年連続で基金の取り崩しに頼らない収支均衡を達成したところである。

今後については、引き続き少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費が増加するほか、北陸新幹線敦賀延伸による負担も見込まれるなど、本県財政は依然として厳しい状況が予想される。

このような状況の中、本県財政の運営については、地域経済の回復の動きをしっかりと下支えしつつ、「石川県行財政改革大綱2011」に盛り込まれた各施策について、今一度、進行管理と評価を徹底し、収支均衡の維持にとどまることなく、必要な資金を基金に積み立てていくなど、将来への備えにも万全を期し、社会経済情勢の変化にも機動的に対応できる持続可能な財政基盤の確立を図られたい。

付 表

- 1 実 質 赤 字 比 率
- 2 連 結 実 質 赤 字 比 率
- 3 実 質 公 債 費 比 率
- 4 将 来 負 担 比 率
- 5 資 金 不 足 比 率

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

$$\frac{\text{---}}{302,470,518} = \text{---}$$

※実質赤字額は発生していない

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	582,100,687	571,496,715	45,044,253	0	35,160,460	720,179	
一般会計等に 属する特別会計	証紙特別会計	5,470,218	4,544,952	0	925,266	0	0
	土地取得特別会計	634,767	634,767	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	147,989	105,754	0	42,235	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	3,921,872	1,186,423	0	2,735,449	0	0
	就農支援資金特別会計	60,567	35,544	0	25,023	0	0
	林業改善資金特別会計	284,905	16,277	0	268,628	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	152,277	32,116	0	120,161	0	0
	育英資金特別会計	1,410,020	324,792	0	1,085,228	0	0
	公債管理特別会計	169,834,519	169,834,519	0	0	0	0
合計	764,017,821	748,211,859	45,044,253	5,201,990	35,160,460	720,179	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	131,764,299
普通交付税額	128,892,690
臨時財政対策債発行可能額	41,813,529
合計	302,470,518

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A)+(B)+(C)+(D)}}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

302,470,518

※連結実質赤字額は発生していない

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費・ 事故繰越額(3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)		
一般会計	582,100,687	571,496,715	45,044,253	0	35,160,460	720,179	
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	証紙特別会計	5,470,218	4,544,952	0	925,266	0	0
	土地取得特別会計	634,767	634,767	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	147,989	105,754	0	42,235	0	0
	中小企業近代化資金貸付金 特別会計	3,921,872	1,186,423	0	2,735,449	0	0
	就農支援資金特別会計	60,567	35,544	0	25,023	0	0
	林業改善資金特別会計	284,905	16,277	0	268,628	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	152,277	32,116	0	120,161	0	0
	育英資金特別会計	1,410,020	324,792	0	1,085,228	0	0
	公債管理特別会計	169,834,519	169,834,519	0	0	0	0
合 計	764,017,821	748,211,859	45,044,253	5,201,990	35,160,460	720,179	

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 (B)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)
			繰越明許費 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
公営競馬特別会計	12,549,413	12,549,104	0	0	0	309

公営企業会計（法非適用企業）に係る資金剰余額 (C)

(単位：千円)

会 計 名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			資金剰余額 (1)-(2)- (3)-(4)+(5)
			繰越明許費 (3)	事業繰越額 (4)	左記に係る未収 入特定財源(5)	
流域下水道特別会計	2,899,942	2,887,011	50,148	0	50,148	12,931
港湾整備特別会計	1,075,697	1,068,484	0	0	0	7,213
合 計	3,975,639	3,955,495	50,148	0	50,148	20,144

公営企業会計（法適用企業）に係る資金剰余額 (D)

(単位：千円)

会 計 名	流動資産 (1)	控除財源 (2)	土地評価 差額(3)	流動負債 (4)	控除未払金等 (5)	控 除 額 (6)	長 期 借 入 金 (7)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)+(6)-(7)
中央病院事業会計	16,325,496	0	0	2,398,160	0	0	0	13,927,336
高松病院事業会計	3,849,683	0	0	234,901	0	0	0	3,614,782
水道用水供給事業会計	8,639,200	0	0	603,697	38,000	0	0	8,073,503
港湾土地造成事業会計	3,695,798	0	113,228	492,688	0	482,688	652,836	2,919,734
合 計	32,510,177	0	113,228	3,729,446	38,000	482,688	652,836	28,535,355

標準財政規模 (E)

(単位：千円)

金 額	302,470,518
-----	-------------

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}$$

$$\text{3か年平均} \quad (\text{平成23年度} \quad \text{平成24年度} \quad \text{平成25年度}) \div 3 = 15.5\%$$

$$\frac{41,476,656}{248,645,322} \quad \frac{38,037,758}{249,642,250} \quad \frac{36,552,233}{246,157,511}$$

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地方債の元利償還金(繰上償還額等を除く)(A)	145,551,624	115,652,658	91,884,137
準元利償還金(B)	2,375,639	2,266,647	2,307,720
特定財源(C)	54,292,964	25,816,297	1,326,617
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	52,157,643	54,065,250	56,313,007
標準財政規模(E)	300,802,965	303,707,500	302,470,518

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) (B)}{\text{標準財政規模 (C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) (D)}$$

$$\frac{564,462,109}{246,157,511} = 229.3\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地方債の現在高	一般会計	1,249,055,131
	母子寡婦福祉資金特別会計	609,332
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	15,318,026
	就農支援資金特別会計	84,719
	計	1,265,067,208
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	2,099,133
公営企業債等繰入見込額	流域下水道特別会計	2,522,858
	港湾整備特別会計	1,735,592
	中央病院事業会計	2,768,665
	高松病院事業会計	1,917,596
	水道用水供給事業会計	70,254
	計	9,014,965
退職手当負担見込額	一般会計	133,333,830
設立法人の負債額等負担見込額	公立大学法人	0
	土地開発公社	0
	第三セクター等	19,773,241
	計	19,773,241
連結実質赤字額		0
合 計		1,429,288,377

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	89,374,883
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	68,551,959
地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	706,899,426
合 計	864,826,268

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	金 額
	302,470,518

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	金 額
	56,313,007

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B) 又は (C)}}$$

※下表のとおり各会計の資金不足額は発生していない

資金不足額 (△は資金の余剰を示している) (A)

(単位: 千円)

会 計 名	流 動 負 債 (歳 出 額) (D)	流 動 負 債 控除未払金等 (E)	流 動 資 産 (歳 入 額) (F)	流 動 資 産 控 除 財 源 (G)	流 動 資 産 土 地 評 価 差 額 (H)	長 期 借 入 金 (I)	資 金 不 足 額 (△資金剰余額) (D)-(E)-(F)+(G)+(H)+(I)
流域下水道特別会計	2,887,011	0	2,899,942	0	-	-	△ 12,931
港湾整備特別会計	1,068,484	0	1,075,697	0	-	-	△ 7,213
中央病院事業会計	2,398,160	0	16,325,496	0	-	-	△ 13,927,336
高松病院事業会計	234,901	0	3,849,683	0	-	-	△ 3,614,782
水道用水供給事業会計	603,697	38,000	8,639,200	0	-	-	△ 8,073,503
港湾土地造成事業会計	492,688	0	3,695,798	0	113,228	652,836	△ 2,437,046
合 計							△ 28,072,811

事業の規模 (B)

(単位: 千円)

会 計 名	営 業 収 益 (I)	受 託 工 事 収 益 (J)	事 業 の 規 模 (I)-(J)
流域下水道特別会計	1,063,160	0	1,063,160
港湾整備特別会計	252,211	0	252,211
中央病院事業会計	16,458,765	0	16,458,765
高松病院事業会計	2,349,766	0	2,349,766
水道用水供給事業会計	6,265,248	38,424	6,226,824
合 計			26,350,726

事業の規模 (宅地造成事業) (C)

(単位: 千円)

会 計 名	資 本 (K)	負 債 (L)	事 業 の 規 模 (K)+(L)
港湾土地造成事業会計	2,550,274	1,145,524	3,695,798

(参 考)

健全化判断比率等の対象範囲

会 計 区 分		県 の 会 計 区 分		
一 般 会 計 等		一般会計		
		証紙特別会計		
		土地取得特別会計		
		母子寡婦福祉資金特別会計		
		中小企業近代化資金貸付金特別会計		
		就農支援資金特別会計		
		林業改善資金特別会計		
		沿岸漁業改善資金特別会計		
		育英資金特別会計		
		公債管理特別会計		
公 営 事 業 会 計	収 益 事 業	公営競馬特別会計		
	公 営 企 業 会 計	地方公営企業法 非 適 用 事 業		流域下水道特別会計
		地方公営企業法 適 用 事 業		港湾整備特別会計
		中央病院事業会計		
		高松病院事業会計		
		水道用水供給事業会計		
		港湾土地造成事業会計		
一 部 事 務 組 合 等	一部事務組合・広域連合	—		
	地方独立行政法人	石川県公立大学法人		
	地方公社・第三セクター	石川県土地開発公社		
		(財)石川県林業公社		
		(社)石川県農業開発公社		
		(財)石川県産業創出支援機構		
公 的 信 用 保 証 機 関	石川県信用保証協会			